

平成21年度 第5回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成21年12月1日（火） 10時30分～12時50分
2. 場 所：総務省11階 共用1101会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針の検討について
 - (2) 政治資金監査に関するQ&Aについて
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数について
 - (4) 政治資金監査に関する研修について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針の検討
- 資料2 政治資金監査に関するQ&A（その6）
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数
- 資料4 政治資金監査に関する研修の実施状況
- 資料5 政治資金監査に関する研修の実施計画について
- 資料A 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針の基本的な考え方
- 資料B 情報公開制度における「権利の濫用」の状況に関する調査結果
- 資料C 「具体的な指針」に関する今後のスケジュール（案）
- 資料D 領収書等を徴し難かった支出の明細書の作成義務がない支出の政治資金監査上の

取扱いについて

資料E 人件費の政治資金監査報告書における取扱いについて

資料F 政治資金監査報告書の記載例の追加について

資料G 政治資金監査に関する質問の対応について（案）

資料H 政治資金監査に関する研修の未申込者数

（本文）

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成21年度第5回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、第3回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第3回の議事録について御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 では、御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、平成21年度第4回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題の「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針の検討について」及び関連する委員限りの資料の説明を事務局にお願いします。

【米澤参事官】 それでは、説明させていただきます。今回から資料の組み方を少し変えております。お手元に委員用の委員会資料の一覧をつけてございますが、議題ごとにまとめて資料、あるいは委員限り資料を組み合わせさせていただいておりますので、御参照いただければと存じます。

まず、資料1から御説明申し上げます。資料1は、具体的指針の検討ということで、検討の方向性を書いたものでございます。資料の1ページ、検討の目的でございますけれども、今回の少額領収書等の開示に関しまして、情報公開法に準じ原則公開ということ、あるいは権利濫用等に該当するときは開示しない旨の決定をすること。最後のなお書きでござ

ございますけれども、情報公開法第5条に規定する不開示情報に該当するものがある場合は、その部分は総務大臣、県選管が判断するものであるということを書いております。

2ページは、少額領収書等の写しの開示制度と情報公開制度の差異を書いた部分でございまして、情報公開法に準じ原則公開ということでございますので、今回の検討に当たっても、情報公開法における権利の濫用の考え方を参考にする必要があるというふうな方向性を出しております。

その上で制度間の差異といたしまして、①として、政治団体が保有する文書を提出命令によって出していただくものであること。②といたしまして、対象が領収書等に限定されていること。③といたしまして、開示請求に当たっては、団体を特定するなど、かなり限定された方法での請求になることを指摘しております。

3ページからが検討でございます。3ページの(1)、①におきましては、権利の濫用については、権利の本来の目的内容を逸脱するものであること、あるいは公序良俗に関しましては、社会的妥当性を意味するものといった意義について書いてございます。

②につきましては、情報公開法における権利の濫用の考え方でございます。情報公開法につきましては、明文の規定はございませんが、権利濫用が許容されないことは法の一般原則として当然というふうに考えられておりまして、どういったものが権利濫用に当たるかにつきましては、その5行目ぐらいからでございますが、「開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する」というふうに解されているところでございます。

③といたしまして、今回の考え方の検討の方向性についてでございます。今、申し上げました①の意義、あるいは②の情報公開法における考え方に加えまして、・の1つ目でございますが、今回の制度が政治団体のすべての支出の領収書等を公開するという考え方に基きまして設けられた制度であるということ。・の2つ目といたしまして、団体が保有する文書を提出命令で出させると、行政文書でないものを出させるといったこと。それらを踏まえて考え方を整理するべきという方向性を書いております。

4ページ、(2)が具体例でございます。①といたしまして、情報公開法による情報公開制度を参考にした検討ということで、その2つ下のパラグラフで「以下」というところがございますが、法、あるいは条例の解釈及び運用の基準におきまして、権利の濫用と認められる場合を抽出いたしまして、参考になると考えられる主な類型につきまして検討する

という形にさせていただきます。

アといたしまして、行政機関の事務を混乱、停滞させることを目的とした請求ということで、情報公開法のコメントールによりまして、「行政機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できる」というふうな考え方が示されているところでございます。今回の検討に当たりまして、このような開示を受けることが目的でないような請求につきましては、権利の濫用等に該当するのではないかというふうに考えられるのではないかとということでございます。

5 ページで、「ただし」ということでございますが、この制度は、開示請求書に請求の目的を記載することを前提としておりませんので、開示請求の目的を判断することは困難であるということでございます。ただ、次の a、b のような場合については、目的が明らかに認められるものとなるかどうかということを検討する必要があるということを書いてございます。a といたしまして、請求するだけで文書を閲覧しないなどの行為などが故意に繰り返されるような場合。b といたしまして、請求時における請求者の発言から、行政機関の事務を混乱、停滞させることにあると明らかに認められる場合。このような場合には、該当する可能性があるのではないかとということでございます。

また、以下でございますが、国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させるといったことも権利の濫用等に該当するというものではないかということを書いてございます。

それから、6 ページでございます。イといたしまして、同一の文書を繰り返し請求する場合でございます。情報公開法の場合はこのような場合が権利の濫用に当たる可能性があるわけでございますけれども、今回の制度につきましては、3 段目あたりに書いてございますけれども、少額領収書等に変更があったかどうかを確認するために同一の政治団体、年、区分に関しての請求を行うということが制度上想定されますので、少額領収書等の開示制度につきましては、このような場合は該当するとは考えられないのではないかとというふうに書いてございます。

ウといたしまして、大量請求である場合。これも今回の制度につきましては、3 年間の間に政治団体を特定して、単位を特定して行うという制度でございますので、たとえそのすべてについて開示請求がなされたとしても、権利の濫用に該当するとは考えられないのではないかとというふうにしてございます。「なお」といたしまして、制度上著しく大量であ

る場合に、相当の部分について60日以内に開示をし、さらに残りについては、相当の期間に開示決定をすれば足りるという制度にもなっております。いわゆる処理期限の特例が設けられておりますので、このような大量請求である場合も、権利の濫用に当たるとは考えられないのではないかというふうにしてございます。

それから、エでございますけれども、請求対象文書が実質的に特定されない請求である場合。これも繰り返しになりますが、領収書の場合は、団体、年、支出項目が特定されますので、このような場合が想定されることはないというふうには考えられるところでございます。

続きまして、7ページの②でございます。これは、領収書に記載された情報の利用目的ということでございます。開示請求に当たりましては、請求の目的を記載することにはなっておりませんし、また、開示を受けた領収書に記載された情報の利用目的について、明文で制限する規定は置かれていないところでございます。しかしながら、領収書に記載された情報を使用して犯罪行為を行うことが目的である、かつ、犯罪行為であると請求者が自覚をしているような場合、あるいは領収書の写しそのものを改ざんして使用するような場合、これらのことが請求者の発言から明らかになるということであれば、権利の濫用等に該当すると考えられるのではないかというふうにしております。

③といたしまして、平成19年の規正法改正時の議論を踏まえた検討ということもしてございます。19年の改正時の政党間協議におきまして、いたずらに政治団体を混乱させるための請求及び敵対的なものであれば、権利の濫用等と認められるのではないかという意見があった旨、広く報道されております。それを踏まえまして、以下のとおりの検討を行いたいということでございます。

まず、いたずらに政治団体を混乱させるための請求につきましては、どのような請求があるのかということをおきまして、a、bというふうには整理をいたしまして、開示を受けることが目的ではなく、その準備をするための事務により、政治団体を混乱させることを目的とする請求、あるいはbといたしまして、情報を公開することで、政治団体、あるいは候補者に対する評価に影響を与えて、政治団体を混乱させることを目的とするものと、このようなものが考えられるわけでございますが、8ページに書いてございますが、まず、aにつきましては、先ほど①で行政機関等に関して検討したとおり、開示を受けることが目的ではない、混乱させることが目的であるということであれば、権利の濫用等と認められる場合もあると考えられるのではないかというふうにしてございます。bにつきましては、そもそ

も規正法が政治活動が国民の不断の監視と批判のもとに行われるようにという目的でございますので、その目的に沿ったものであるということで、そのことによって政治団体が混乱するとしても、権利の濫用等に当たるといふふうには考えられないのではないかとこのようにしているところでございます。

さらに、敵対的なものにつきましては、どのようなものが当たるかについては、当該団体に係る候補者等と選挙で議席を争うといった関係にある者から行われた請求といふようなものが考えられるわけでございますが、この制度は、「何人」も開示請求が可能であるということが前提でございまして、当該団体等との関係を理由とした不開示といったことは考えられないのではないかとこの整理にさせていただいているところでございます。

資料1は以上でございます。

続きまして、資料Aについて御説明をさせていただきます。資料Aは、具体的な指針の基本的な考え方を整理したものでございます。最終的な具体的な指針のたたき台になるものという位置付けでございます。

まず、資料Aの1ページの目的につきましては、先ほど資料1で御説明をした部分の前の部分と同じでございます。2から具体的な指針といたしまして、2の(1)が考え方をまとめたものでございます。ここでは、かぎ括弧内でございますけれども、「開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関及び国会議員関係政治団体の業務への支障並びに国民一般の被る不利益を勘案し、当該開示請求が、政治資金規正法で設けられた少額領収書等の写しの開示制度の本来の目的を著しく逸脱し、社会通念上妥当と認められる範囲を超える場合」といふふうにしてございます。

このような考え方にどのようなものが当たるかということの次の(2)で例示としてさせていただいております。「例えば、次に掲げる場合については」といふことで、2ページからでございますが、まず①番目として、開示請求時における開示請求者の発言から、請求の目的が、領収書等の写しを準備するための事務により、行政機関及び国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させることにあると明らかに認められる場合ということを一つ例示で示してございます。

②番目といたしまして、同様に請求時の請求者の発言から、その目的が、少額領収書に記載された情報を使用して犯罪行為を行う、かつ、犯罪行為であると請求者が自覚していると認められる場合、あるいはその目的が、領収書を改ざんして使用することが認められる場合ということを書いてございます。

③番目といたしまして、請求者の発言はないわけですが、請求するだけで文書を開覧しないというようなことが故意に繰り返されるというようなことで、請求や開示の実施の際の行為から、請求の目的が行政機関や国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させることにありと明らかに認められる場合といったものもあるのではないかとということでございます。「なお」といたしまして、これら①、②、③以外の場合であっても、先ほどの(1)の基準に照らして個別に判断するということになるものでございます。

「ただし」といたしまして、大量請求の場合について書いてございます。大量である場合につきましては、政治団体にとっては提出期限の特例、行政機関側にとっては処理期限の特例といったことが整備されてございますので、大量であることをもって権利の濫用に該当することはないのではないかとということを書いております。

(3)につきましては、これらの具体的な指針を適用するに当たりまして、総務大臣又は各県選管における判断の留意点を書いたものでございます。2ページの一番下の1つ目の○でございますけれども、今回の基準が開示請求の目的をもって判断するということになっておりますが、その判断に当たっては、開示請求者の職業など請求の態様に関係しない事項を判断材料として目的を推認することは不相当であるという旨が書かれてございます。2つ目の○につきましては、今回の開示制度が請求の理由、あるいはその利用の目的を問うものではないということから、請求の目的を開示請求者に確認することは想定されていないということも書かせていただいております。3番目の○といたしまして、あくまでも、請求及び開示の実施の際の行為、請求時における発言、そういった開示請求の態様によって判断すべきであるということを書いております。

資料Aは以上でございます。

続きまして、資料Bでございます。これは参考までに、今回の検討を事務局で行うに当たりまして、各府省庁、あるいは都道府県の情報公開担当課に対しまして、情報公開制度における権利の濫用の状況を調査したものでございます。調査結果の概要を御覧いただきますと、3の上の1つ目の○でございますけれども、権利の濫用に当たるかどうかの審査基準を定めているところが20団体と、そのうち行政機関の事務を混乱、又は停滞させることを目的とする開示請求ということが書かれているものが10団体ということでございました。また、権利の濫用ということで、不開示、あるいは請求却下をした事例ということで調査をしたところ、1つ目の・でございますが、課室が保有するすべての行政文書に係る開示請求、あるいは請求者自身が過去に請求した文書と同一のものを請求した場合、

これらの場合に却下等をした場合があるという御回答でございました。2つ目の○につきましては、文書を違法・不当な行為に使用することを目的とする請求といったものは該当事例がなかったということでございます。

なお、これについて異議申し立て等がなされたものがございますが、それについては、情報公開審査会での答申では、ほとんどの場合が処分庁の決定が支持されていると。1件、権利の濫用に当たるとしても、行政機関に対する影響が小さい場合には認められないといったことで差し戻した事例があったという結果でございました。

資料Bは以上でございます。

この議題の最後に資料Cでございます。最後につけさせていただいている部分でございますが、今後のスケジュールについてでございます。本日、第5回委員会で基本的な考え方の御検討を賜りまして、次回第6回、2月3日に予定させていただいております委員会で骨子案を公表できればと思っております。その後、委員長にブリーフィングをお願いいたしまして、パブリックコメントを1カ月行いたいと思っております。このパブリックコメントにあわせまして、政党等にこのパブコメを周知いたしまして、御意見をいただくというふうにしたいと思っております。で、3月17日に第7回の委員会を予定させていただきまして、パブリックコメントの結果の報告、あわせまして、最終案の審議・公表を行って、委員長からブリーフィングで公表していただきたいということをスケジュールとして考えているところでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【牧之内委員】 それじゃ、ほかにどなたもなければ。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 犯罪行為に使うとか、行政庁を混乱に陥れるとか、そういうものは、請求のときに発言等があつて明らかでない限りはそういう推認をしたりすることはできないということですし、それから、大量請求の場合も、猶予期間等が書いてあるので、それも無理だろう、ということに原案でなっていますね。まず、この取り扱いは、情報公開法に基づく総務省の取り扱いと比較したときに、同一なのか、ほぼ同一なのか、それとも、厳しいということ、ちょっと考えにくいかな。むしろ情報公開の方の可能性がより高くなっているといえますか、拒否ができない形になっていると思いますが、そこらをもうちよ

っと正確に教えていただきたいということ。

それから、大量請求の場合に国会議員関係政治団体のそのすべての少額領収書というような請求が来たときに、これが拒否できないということになると、1万円以下と超で分けたこの制度の仕組みというものはどこに存在意義があるのか、どう考えるのかということなのです。もし、いわゆる行政文書としての領収書と、この少額領収書の取り扱いが、この開示請求においては全く同じなんですとなると、両者を区分をした意味はどこにあると我々は理解すればいいのかということなのです。そこのところをちょっと何か考えがあったら教えてください。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 まず1点目の情報公開法、あるいは県の場合は情報公開条例でございますが、その制度との比較でございますが、情報公開制度の場合は、先ほど資料1の方で御説明をした行政管理局が示しておりますコンメンタールで、どのような場合が権利の濫用に該当するかということが示されておまして、各省庁がその考え方に沿って審査基準等を設けていたり、設けてないところもあるわけでございます。制度間の比較としては、今回、委員会で御決定をいただくような具体的な指針といったものは、情報公開制度に関してはそれ以上のものはないということでございますので、なかなかその制度間に当てはめてどういう考え方の違いがあるかということを整理するのは難しいと思います。

ただ、実態において、情報公開制度に関しては、先ほどの各省の事例を見ていただいてもおわかりになるように、例えば大量請求ですとか、その課・室が持っているすべてという、特定がされない請求が制度上あり得ますので、そういったものは、情報公開制度の場合は権利の濫用に該当すると各省が判断しているものもあると。

【牧之内委員】 ちょっと話の途中ですが、総務省の収支報告書の取り扱い、いわゆる行政文書としてなされたものの開示請求があったものと、今回の少額領収書の取り扱いというのは同じかどうかということでもちょっと教えてほしい。

【米澤参事官】 5万円以上の領収書に関しての比較でございましょうか。

【牧之内委員】 はい。

【米澤参事官】 少額領収書の場合は、法律上請求の仕方が政治団体を特定して、何年、どの支出項目ということ特定する仕組みになっておりますので、結果的に権利の濫用に当たる可能性は少なくなっていると言えらると思います。情報公開制度の方は、そのような請求の制約というのは法律上はございませんので、そういった意味では、制度間の差

異かどうかというよりは、結果的に少額領収書の方が権利の濫用に当たる場合は少ないというふうに言えるのではないかと思います。

【牧之内委員】 団体を決めて、年を区切って、そして、支出を区分ごとに請求をするということになっていますね。だから、これは総務省提出の国会議員関係政治団体の少額領収書すべてというような請求の仕方はできない。それはできないということですか。

【米澤参事官】 はい。請求の仕方としては、あくまでもすべてといってもリスト。

【牧之内委員】 リストを出して。

【米澤参事官】 はい。何年分で、国会議員関係政治団体の名前を全部、実際に書くかどうかは別といたしまして、この団体のどの区分ということは請求で明らかにしなければならないと。

【牧之内委員】 だから、例えば3年間のすべてを見せてもらいたいと言った場合は、その全部を、団体を個別に出して何年分、何年分、何年分と、その支出項目も全部すべて、経常経費から政治活動費からすべて全部書かないと出せないという取り扱いになるんですか。

【米澤参事官】 そこは多分実務上はどうするかというのは。

【松崎政治資金課長】 経費自体を指定するんじゃなくて、すべての経費でいく。ただ何年分かというのは、開示の対象となる。例えば平成20何年から20何年まで、団体名はきちっとリストアップしていただかなければいけませんけど、それですべての経費についてという請求で出してこられるかと思います。

【牧之内委員】 それは、提出されている1万円超とはどう違いますかね。

【松崎政治資金課長】 その時点での差はないですかね。

【杉原収支公開室長】 ないですね。

【松崎政治資金課長】 その時点での差はないかと思います。ただ、制度が違いますので、請求自体は2本出していただかなければいけないということはあるんですが。

【牧之内委員】 請求の仕方は変わらない。

【松崎政治資金課長】 はい。あと、現在の情報公開の請求では、少額領収書の場合は、やはり国会議員関係政治団体の方の事務が非常に煩雑にならないようにきちっと経費を示すとか、いろんなルールが法律上整備されておりますが、こちらで現在保有しております領収書については、例えばその領収書の支出目的に「お品代」と書いてあるものだけ出して欲しいとか、そういう請求も可能になってはいますが、やはり少額領収書の場合は、そも

そも国会議員関係政治団体の方が保有している文書であるということで、法的にはルールができています。その請求自体をきちっと経費を特定しなければいけないというようなところルールになっていようかと思います。

【牧之内委員】 うん、よくわからないですな。

【松崎政治資金課長】 あと、あえて今回の違い、その情報公開請求と少額領収書の開示請求の中で違いを見るのであれば、当然国会議員関係政治団体の業務の混乱、停滞みたいなものというものは、当然情報公開の方は関係ございません。

【牧之内委員】 それはそうだ。

【松崎政治資金課長】 その点については、やはりこちらの方が文書の保有自体が国会議員関係政治団体であるということを念頭に置いたルールになっているのかなとは思っております。

【牧之内委員】 うん。だから、対象が違うけれども手続的に違いはないということですね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 すべてを請求して、すべてが出てくるという点では変わりはないんですが、先ほど課長がちょっと申し上げたように、情報公開法の場合は、嫌がらせをしようと思えば、特定のその領収書だけ抜き出して、出せという請求の仕方もあり得ます。当時ちょっと笑い話的に議論になった「7で割り切れる領収書だけ出せ」とか、そういったものをやろうと思えば、請求は制約されませんのでできる、でき得る仕組み。ただ、少額領収書の場合は、あくまでも団体、年、経費区分での単位でしか請求ができないという請求の段階でかなり絞り込む仕組みになっております。そういった意味では、制度間の差異があるということです。

【牧之内委員】 それじゃあ、請求のときにはちょっと縛りがありますと、やり方に少し情報公開よりはちょっと厳しいというのか、面倒な制限がありますということですが、じゃあ、実際にそれを明文に書いてある、書いてないは別にして、権利濫用ということで請求を拒否できるということの取り扱いについては、取り扱い的に違いはおそらくないという、今、この案だとないんじゃないかと思いますが、それはそういう理解でいいですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 情報公開法と、こちらの制度で権利の濫用に当たる場合の差がないかどうかという意味でしょうか。

【牧之内委員】 要するに請求を拒否できる場合。情報公開法の場合は拒否できないが、少額領収書の請求の場合は拒否できますというケースが多くなっています、ということにはなっていないと思いますが、そういう理解でいいですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 はい、私どもはそのように理解をしております。

【牧之内委員】 そうすると、委員会がその指針を示すという意味はどこにあったんだろうかと。この委員会の存在意義はどこにあったんだろうかと。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 もともと情報公開法のそういった基準といったものが明文化されていないということ、それから、同じような制度ではあるとはいえ、その少額領収書の開示制度は、あくまでもやはり情報公開法や情報公開条例とは違った制度になっていること。なので、この少額領収書の開示制度についての基準というものをやはりつくる必要がある。情報公開法での運用と変わらないので、つくらなくてもいいというふうにはならないのではないかと思っております。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 要するに、立法の過程で、すべての領収書を公開するのですと。ただし、1万円以下のものまで全部提出を義務付けるとなると、特にそれを受ける行政の方が大変であるということから、この保管は各政治団体の方で保管をしていただいて、そして、請求があったら応じるという仕組みになったというふうに理解をしているわけですが、すべての国会議員関係政治団体の少額領収書が一挙に請求できるということになると、そういう、さっき私が申し上げたような法の仕組みをとったことの意味が消えてしまうことにならないのかなということ。あるいは国会がこういう仕組みをとって、おそらく立法者の方では、行政機関として提出するよりも、開示請求を拒否できる場合があるんだというのを期待して、こういう仕組みにしたんじゃないのかとも思うんですが、その点はどうですかね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 立法時の考え方につきましては、先ほど資料1での最後に立法当時の御議論ということで取り上げられたものについて一応検討を加えまして、あの場合について権利の濫用に当たることは、ちょっとなかなかやはり制度の趣旨からして考えられないのではないかと、ということを今回考え方としてお示しをさせていただいたものでございます。

委員が今、御指摘になられました大量に、結局全部出さなきゃならないという意味においては、そこはやはり制度として開示することが目的である制度である以上、大量であろうと、全団体であろうと、請求が来たら、それが権利の濫用というふうには、やはり制度の趣旨からして言えないのではないかという整理を今回はさせていただいております。

【上田委員長】 政治資金課長、どうぞ。

【松崎政治資金課長】 運用としてどういうふうになるか、非常に私どもも慎重にならなければいけないんですが、例えばある国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させる目的を明らかにして、1万円を超える領収書と少額領収書と、両方請求に来ましたといったときに、少額領収書の部分については、国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させるという目的が明らかであるということで、権利の濫用に当たる可能性があるということがこの今回のでは示されておりますが、行政機関、総務省が保有している1万円を超えるものについて、いくら国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させるという目的があっても、そんなもの関係ありませんので、そこは当然開示していきますので、そこではやはり差が出てくるのではないかと。

【牧之内委員】 うん。それは、だけど、混乱をさせるという目的を請求のときに言葉に出すなり何なり、あり得ないような話、仮定の話ですよ。

【松崎政治資金課長】 実際その運用する段になっては非常に、このルールに基づいた運用の困難性というのは確かにあるんですが、今、牧之内委員がおっしゃった情報公開請求と今回の少額領収書の開示制度での権利濫用のルールでの差異を見出すとすると、やはりここに保有している、まさに文書を保有している国会議員関係政治団体側のことも考慮に入れているという点が一つあるのかなと私どもの方では思っております。

【牧之内委員】 うーん。

【上田委員長】 ほかの委員の方、どうですか。谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 いや、特に強い意見はないのですけれども、この少額領収書の場合は経費ごとに請求をしなくてはいけないということですから、領収書を各国会議員関係政治団体において、経費ごとにその領収書を整理してあれば、1回コピーして出しちゃえばもう済むことで、あんまり事務が煩雑にならないですね。しかし、政治資金監査との関係で、そういう整理の仕方を果たして政治団体がしているかどうかというところですね。通常は、出納した順番というか、日付の順番にぺたぺた張ると、整理をするということが多いと思うので、そうすると、当該政治団体の側では、請求を受けた都度、都度というか、場合に

その当該経費のものだけ抜き出してコピーするという、そこで事務が煩雑になるというところがあるので、運用上のところでこれが国会議員関係政治団体の事務を軽減するものとなり得るかどうかという、ちょっとその点の懸念はありますけれども、そこはうまくガイドラインでこういう仕組みになっているから、こういう領収書の整理の仕方をしなさいよというようなお勧めをするということでは何とかなるのかなとは思いますが。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 今、政治団体の内部文書や支出簿に関しても、支出の目的、経費区分ごとの整理になっておりますので、支出簿と突合させる意味では、領収書の方も経費区分ごとに整理をしていただくのかと。そうしていただければ、監査の段階である程度領収書については経費区分ごとに整理がされている。なお、少額領収書は手元に置かれますが、高額領収書に関しては、提出の際に省令の規定に基づきまして、領収書の写しは支出の項目ごとに分類して提出することとなっておりますので、高額領収書に関しては、いずれ項目ごとに整理がされて、提出の段階でされている前提になってございます。なので、多分実務的には、領収書も、少額領収書も、高額領収書も経費区分ごとに整理をしていただいて、情報公開請求に備えるということになってくるのではないかと考えております。

そうしますと、請求があったときに慌ててばたばたと整理をしなくても、出ているものを、整理されているものをコピーして出せば済むということで、あまり団体側に負担はかからないのではないかと考えております。

【上田委員長】 ちょっと私から御質問ですけど、例えばこういう請求はできるんですか。何年何月分だけのこの経費区分の分を何か開示してほしいという請求はできるわけですか。

【米澤参事官】 はい、それはできない仕組みでございます。

【上田委員長】 できない。要するに月を限定して。

【米澤参事官】 あくまでも団体、年、経費区分ごとでしか請求できないという仕組みでございますので。

【上田委員長】 年になるわけですね。

【米澤参事官】 はい、何月分のだけというのはできません。

【上田委員長】 じゃ、もう1点私の方からよろしいですか。

「同一団体、同一年、同一区分の少額領収書等の写しを繰り返し請求する者については、少額領収書等に変更があったかどうかを確認するために行っていることも考えられること

から」というんだけど、これは考えられたのは、要するに総務省側というか、ですね。要するに、繰り返し同じものの請求があったと。だけど、開示請求の目的は、記載事項ではないとされているんですけど、前に一回同じ団体、同じ年、同じ区分で請求があったから、今度はどういうつもりで請求されるんですかと、これは聞いてもいいような気がするんですけどね。

【牧之内委員】 そうそう、それはそうですね。

【上田委員長】 ええ。参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 なかなか情報公開に関して、窓口の行政機関側がどういう目的で請求するのかと聞くのは、やはりその制度の趣旨からいうと、かなり難しいと思います。法律上聞いてはいけないという禁止規定があるわけではないのでございますけれども、もともと「何人」も請求ができると。その考え方のもとに開示請求については、請求の目的を記載することとなっていないということも含めると、請求の目的は行政機関が聞いてしまいますと、むしろどういう目的、あるいはもっといいますと、どういう背景、どういう思想信条のもとに何かこれを請求するのかということを知っているかのようにとられてしまうという懸念もございますので、基本的には、開示請求書だけで判断をして開示するといったことが基本であろうと思います。繰り返し何回も請求したとしても、制度的にはあくまでも団体側で持っている文書をその都度命令して出してもらおう。便宜的に一回出したものを使えるということはあるんですけども、変更がなかったかどうかを確認するために、請求があった都度命令をするという仕組みになってございますので、変更があったかどうかを確認するためという合理的な理由があり得ますので、さらに、行政機関側で何のために請求するのかというふうに聞くことはやはり制度上想定してないというふうに考えられると思います。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 いや、一般的に何のためって、何のために請求するんですかと聞けということではなくて、同じものを請求してきたら、あなた、もう既に請求して閲覧していただけますよねと、何でもう一回要るんですかということぐらい聞いてもいいんじゃないですかということなんですけど。だから、ここの書き方なんか、「同一団体、同一年、同一区分を対象とした開示請求に対しては、原則として、同一の情報が開示される」ので、要するに、最後の締めが「考えられないのではないか」ということで、すべてが拒否ができないという結論にすべてなっているわけですね。そうじゃなくて、こういう場合は拒否できる

と。ただし、変更の有無を確かめる場合もあり得るわけだから、そのところは請求者の意図がどこにあるかを見極める、表現はちょっとあれですが、確認をする必要があるとか。一概に同一の請求だからだめですよというのではなくて、いや、その後、変更がないかどうかを知りたいんだということであれば、当然にそれは請求に応じるということになるんですよというような言い方なりに変えることだってあり得るんじゃないでしょうか。

ちょっと私が恐れるのは、私、おそらくこの間全く逆のことを言ったんですね。マスコミがどう考えるかが重要だから、しかも、判例等を見ても非常に厳しいから、かなり広くやっておかないと、これはまずいかもしれないねというようなことを私は言ったような気がするんですが、ところが、実際にできると、何のためにこの委員会があるのかなという感じになってしまうような気がするんです。だから、ちょっとそっちの方を恐れているんですけども。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 ちょっと基本的なことを御質問するようで恐縮なんですけど、ここの開示の請求ということで、私が請求をいたしまして、領収書のコピーを見せていただくということはいいんですが、これってというのは、私はコピーをもらえないんですね。これはもらえるんですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 開示の実施の方法という形で申し出ていただいて、写しをもらいたい、ただそこで見たい、それはどちらでも可能でございます。

【小見山委員】 ああ、そうですか。

【米澤参事官】 その場合、料金はかかりますが、どちらも可能でございます。

【小見山委員】 となりますと、先ほど委員長おっしゃったように、コピーをあなた、もらったのに、またもらうんですかという、そういう質問ですね。例えば見るだけであれば、見落としましたので、もう一回見せてくださいはわかるんですけども、そういうことをちょっと思いまして。ああ、そうですか。コピーはもらえるんですか。はい、わかりました。すいません。

【上田委員長】 ちょっと私から。委員限りの資料Aの2ページのところで、①ってあるでしょう。

【米澤参事官】 はい。

【上田委員長】 それで、「開示請求時における開示請求者の発言から、……業務を混乱、

停滞させることが明らかに認められる」と。「前回、あなた、これ、全く同じところを何か請求されて閲覧とか、謄写、コピーですか、してもらっているでしょう。またやるんですか」と、そういう質問もできないんですか。そうしたら、「いや、これ、役所の方をちょっと仕事を混乱させるつもりでやっているんだよ」と、こういう発言が出るかもわからない。参事官、どうですか。すいません。ちょっと混乱させる質問して。

【米澤参事官】 いえいえ。例えば繰り返し請求をされても、今回の少額領収書開示の制度に当たっては、結局行政機関にしてみれば、前に開示したものがもう墨塗りした状態で手元にございますので、一回政治団体に変更がないかどうか、通知して確認して、その一回墨塗りしたものをもう一回コピーして見せればいだけですので、繰り返し請求されたとしても、ほとんどその行政機関に混乱が生じるという、要するに、業務が停滞するような場合というのはほとんど考えられません。そのような場合に、あえてその繰り返しであることをもって請求者に何で繰り返し請求するんだと、どういう理由があるんだということを機関側が聞いて、それを排除すべきかどうかという話になってまいりますので、それでやるのであれば、さらに大量、全団体請求したいというマスコミからの請求に何のために請求するんですかということを開くべきであるとか、そういったふうに請求の目的を確認するという考え方になってしまうのではないかと思います。

むしろ、すいません。ちょっと回りくどい言い方をしましたが、繰り返し請求は、行政機関に混乱が生じるかどうかという点に関しては、ほとんど生じない場合でございますので、それで請求の目的を確認するのであれば、その他のことについてもすべてやはり確認をするという基準になっていくのではないかと思います。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 そうしたら、大量の3カ年分、全団体、すべての経費というものをかなりの期間をかけて閲覧ないしコピーをしましたと。そしたら、すぐにまた全団体、3年間、すべての経費と、あるいは一部を除いたようなとか、そういうような、いわゆる発言等々からではなくて、請求の態様から行政を混乱させるといったようなことが明らかに推認される場合、そういう場合は拒否できるとか、何か拒否できる場合をつくってもらえないでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 今、委員がおっしゃったのは、例えば資料Aの2ページの③に該当すれば。

【牧之内委員】 資料Aの②。

【米澤参事官】 ③ですね。同一の繰り返し、例えば1件であっても、同一の繰り返しであっても、大量であっても、とにかく何度も何度も来て、来るたびに見もしないで、またさらに新しい請求をしていくと。それが同一のものであっても、別なものであっても、そういったものが請求の行為から目的が明らかというふうに判断できれば、権利の濫用に該当するという整理にさせていただきます。

【牧之内委員】 うーん、なるほど。「閲覧しないことが故意に繰り返される」。

終わります、私の質問。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 先ほどの御議論の部分は、要するに、同一の方による同一の政治団体に対する同一年の同一経費に対する請求であるということを確認するよりは、もうちゃっちゃと出しちゃった方が早いと、そういう御判断ということですね。

【米澤参事官】 はい。

【谷口委員】 その点はわかりました。

あと、もう一つ、ちょっと別のケースで、個々の請求は合理的である。だけれども、インターネットなどで不特定多数の人が示し合わせて、あるいはある特定の団体のメンバーが図って、みんなで請求に行こうという場合はどうでしょう。一つ一つの請求に関しては拒否する事案には当たらないんだけど、みんなで一斉に来ることによって、非常に行政に停滞を生じるという場合は、これ、どういうふうにお引き取り願うということになるんでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 個々の請求でしかやはり判断することは難しいと思いますので、不特定多数の方がネットで意思をもって個々の請求をやってくると。個々の請求単位では特段問題ないというのは、もうそれは応じざるを得ないと思います。それをはねる基準というのはなかなか難しいと思います。そういったネットで、そういったことを募る行為自体が業務妨害に該当するかどうかというのはまた別な議論としてあり得ると思いますけれども、開示請求の判断としては、それはすべてやはり応じざるを得ないケースではないかと思えます。

【谷口委員】 ですから、これはインターネットだと半ば愉快犯みたいところがあるわけですが、アメリカなんかでは、それを政治運動としてやるわけです。みんなで

手紙を一斉に何十万通と送りつけるのと同じように、ある団体のメンバーが替わりばんこで毎日来て、同じ政治団体に開示請求をかける。今のところだと、1回領収書のコピーを出した政治団体には、2回目以降の請求があると、提出されたものにその後お変わりはありませんかと確認をするわけですね。そうすると、その手紙を毎日政治団体に送らなくちゃいけないことになりはしませんか。1カ月ぐらいプールしてやるとかできませんか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 制度上は、請求を受けてから20日以内にその当該団体に通知を出すことになっておりますので。

【杉原収支公開室長】 10日。

【米澤参事官】 ごめんなさい。10日以内に出すことになっておりますので、その10日の間に新たな請求がきたときに、それを個々に全部通知するか、まとめて出すかについてはちょっと実務上の取り扱いになってくると思います。

【谷口委員】 じゃあ、逆さまから言うと、ある政治団体が何かマークされているという場合には、その政治団体ごとに、10日ごとに総務省からお便りが届くということはある得るわけですね。

【米澤参事官】 そうですね。通知を出した後にまた来たりという場合も。

【谷口委員】 ええ、わかりました。

【上田委員長】 政治資金課長。

【松崎政治資金課長】 請求があれば、それをもとにきちっとその通知をして、団体の方から回答をもらうということにはなりますし、また、仮にそれが権利濫用だとしても、一件一件きちっと不開示の決定をしなければいけないというような請求があれば、これに当たるとか、当たらないとか、いずれにしても、それぞれ請求ごとに処理をしなければいけないのは、いたし方ないところかと思っております。

【上田委員長】 ちょっと私から質問なんですけど、ちょっと制度の趣旨を理解してない点があるかもしれませんが、例えば私がある政治団体に、総務省か、選管を通じて請求したと。それで私が閲覧できたと。全くまた別の委員、例えば牧之内さんがまた同じ政治団体の同じ対象年度で請求したという場合には、その選管とか、総務省の場合は、もう前に一回政治団体から領収書の写しを入手しているから、再度政治団体側には通知しなくてもいいんですか。

【米澤参事官】 一応通知はいたします。委員長からの請求を受けて出した。その後には

牧之内委員からきた。請求がきた段階で同じプロセスを、やはりその政治団体に通知をして、その間変更がなかったかどうかを確認した上で、変更がなければ、その前回、前に開示した手元にあるものを開示するという仕組みになってございます。ですから、請求のたびごとにその通知をするという仕組みになってございます。だから、だれから来ても、請求のたびごとに通知はいたします。

【上田委員長】 通知はするけれども、前に一回、別の人から何か開示請求があつて、総務省とか、選管がコピーを保管していれば、それをそのまま閲覧させるということもあるわけ。

【米澤参事官】 政治団体の方は再度提出する必要はないという仕組みになっています。

【上田委員長】 池田委員、どうぞ。

【池田委員】 この開示の請求者は、どういう方が想定されるんですかね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 多くは、マスコミ関係が取材のために、収支報告書の定期公表した収支報告書とあわせて領収書についても開示請求するというのが、量としては非常に多いものがございますし、それ以外にも、政治監視を活動としてなさっているような市民オンブズマンの方々もいらっしゃいますし、普通の市民の方々といったものもございます。

【池田委員】 そうすれば、いわゆる皆、目的があつて開示を請求するわけですね。その目的を書かなくてもいいという話なんだけども、嫌がらせのようなものは、これはちょっと断りますよと、こういうざつぱらんな話ですね。そこで、権利の濫用であるとか、あるいは善良の風俗に反するどうかという、そのポイントに当てはめたらどうなるのと。で、今までQ&Aに出てきました、そういうのは。こういうはだめ、こういうはいいよというふうな話で。

【上田委員長】 それは今の運用の状況を見てですか、今の制度のもとで。

【池田委員】 そうそう。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 この少額領収書の開示制度自体はまだ始まっておりませんので、今までの実例の積み重ねというのは一切ございません。Q&Aは、今までマニュアルについてのQ&Aを積み重ねてまいりましたので、この少額領収書に関してのQ&Aはございません。

【上田委員長】 政治資金課長、どうぞ。

【松崎政治資金課長】 現状の情報公開制度に基づくものでも、特に具体的な例として何かこういうものが当たるといったものを示したりはしておりません。

【上田委員長】 池田委員、どうぞ。

【池田委員】 だから、具体的な方針を検討するのにね、Q&Aをつくったらどうなんですかね。

【上田委員長】 そのQ&Aというのは、だれとのQ&Aなんですか。

【池田委員】 いわゆる開示者がこうこうこういう場合は、それは拒否できますよという。それが権利の濫用とかというふうな大きなところで判断するからなかなか難しいのであって、もう少し突っ込んだそのQ&Aはできないんですかね。

【上田委員長】 要するに、今、私がお伺いしているのは、QとAの話はだれとだれのQ&Aかということ。

【池田委員】 うん。開示者と、いわゆる請求者ですね。請求してきはった人に対して。

【上田委員長】 そうすると取り扱い要領ですね。

【池田委員】 そうですね。取り扱い要領というか、具体的なものがあれば。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 確かに御指摘のとおり、非常に抽象的な話から入ってしまっておりまして、なかなか、じゃあ、実際にどういう請求があって、どういう対応をするのかというのが非常にわかりにくいということだと思います。この委員会に課せられたものとしては、こういった具体的な指針をお出しするというのが課せられたものでございますけれども、じゃあ、実際に個々の請求に対してこの基準をどう当てはめて、具体的にこれが当たるのかどうかという判断をしていくのは、総務大臣、政治資金課と各都道府県の選挙管理委員会になってまいりますので、この基準をもとに、さらに、具体的な場合の対応要領のようなものについては、少額領収書の開示制度が始まるまでに、おそらく私どもと県選管とのやりとり、あるいは政治資金課とのやりとりの中で具体的なケースの当てはめについては、もう少し議論が進んでいくのではないかと。その過程で御指摘のようなQ&Aのようなものですか、要領のようなものができてくるのかもしれませんが、今、この段階での議論としては、基準としてどういう、制度としての考え方がどうかということを整理させていただいている段階でございます。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 この指針の基本的な考え方と、これが指針案ですね。それで、何もの

けりゃこれを次回に決定して、パブコメにかけようという話ですね。委員会決定としてこの指針が出てきたということですね。そうすると、その前の資料1で検討の経緯みたいなのをいろいろ書いていますよね。先ほど僕がちょっとこだわっている大量公開とか、そういうものがなかなか、それをそれだけで拒否することはできないとか、そういうようなものは一切ねぐらわれているわけですよね。この指針の中ではちょっと僕の読み方に不足があったら申しわけないんですけども、要するに、権利濫用、公序良俗に反するものは、①、②、③であると。ただし、個々具体的にそのほかにも個別に判断することになる。ここが結論ですね。そうすると、①、②、③というのがほぼあり得ないようなことしか書いてないということになると、ほとんどが拒否できる場合はまずないと見た方がいいよという指針に等しいわけです。

だから、さっきちょっと私は、そこをこだわっているんです。ちょっとこの指針の書き方として、この検討の経緯みたいなのをちょっと触れて、その結果こうだとかいうような書き方だってあり得るんじゃないかと思うし、それから、①、②、③とあるのを「上記以外の場合であっても」というのが素直に書いてありますが、考えにくいことであっても、もうちょっと事例を増やす。例えばさっき私が言った大量のものがしょっちゅう繰り返されるといったようなものは、ここで読めるかという、③がそうだとされますけれども、「文書を閲覧しないことが故意に繰り返される」と書いてあるので当たらない、さっき言ったようなことはですね。だから、この検討の経緯の中で、6ページのイとか、ウとか、こういうものが複合したような場合とか、そういうものをそれぞれに考えると、なかなかそれだけでもって拒否の理由にはならないんだけど、これが複合すると、やはり行政を混乱しているというような目的がかなり強く推認されるんじゃないかと思しますので、ちょっとそこらを加えるとかということは検討できないかということは、これはお願いをしておきたい。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 資料Aは、あくまでも現段階のたたき台ということであつくらさせていただきますので、資料1で整理したような検討の経過といったものも、これにつけ加えてつくるという御意見というふうに承りましたので、それも含めて再度検討させていただきたいと思えます。

なお、今、委員が例として挙げられました、例えば大量であることを繰り返し請求、ただ、行政を混乱させる目的みたいなことは一切口に出さずにというような場合に、基準と

して権利の濫用に当たると言えるかどうかというのは、なかなかちょっと、そもそもだれでも、どういう目的であれ、開示をすることが目的である制度である以上、その開示を受けて見た以上は、権利の濫用というふうに判断するのはなかなか難しいのではないかと思います。なお、検討はさせていただきたいと思います。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 すみません。ちょっとしつこくて申しわけないんですがね。指針の1ページの一番下から2行目にかけてですけれども、「権利の濫用、公序良俗に当たると認められる場合であると考えられる」という書き方をしてあるので、極めて限定的にならざるを得ないんですが、このような場合は認められる場合があると、認められる場合じゃなくて、こういう場合は認められる場合に該当することがあり得るとか、というような書き方をしていくと、もうちょっと広がるんじゃないですか。そして、それは今度は、総務大臣なり、選挙管理委員会がそこは個々具体的に判断するんだということはあるんじゃないですか。

【米澤参事官】 それも含めて検討させていただきたいと思います。

【上田委員長】 今の牧之内委員の発言は、もう最初からほとんど考えられないというよりも、こういう場合もありますよと。それは権利の濫用ですという、要するに書き方の問題、今、ほとんどだと思いますけど。

小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 すいません。今の御意見、私も賛成ですので、ひとつ御検討いただきたいんですが、資料のAの1ページ目のところで、基本的な考え方はこうですよというのは、2の(1)のところに括弧書きで書いてございますね。ここの文章が、いわゆる一応定義というか、説明になっているわけだというふうに御説明を受けたんですが、この上の方の2行はいいんですけれども、その終わりのところに、「国民一般の被る不利益を勘案し」と、ここのところの文章なんですが、この国民一般が被るような不利益というのはどうということをお考えになってこの中に入れられたのかということをおちょっと御質問したいんですが。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 これは、1つは、今回の基準として犯罪行為を行うことを目的とした請求というのがありますので、それは社会、国民一般の不利益として考えられるものでございます。もう一つ、行政機関への業務の支障ということに関しても、その請求者と行政

機関の1対1の関係だけではなくて、その業務によって行政機関の業務が停滞しますので、他の行政サービスへの影響も及ぶおそれがある。それを受ける受益者たる国民一般への不利益というものを勘案することが考えられるということで入れさせていただいたものでございます。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 ということであれば、そういうようなことが先ほどの話につながってきて、それがあつかうかどうかはまた別にしても、こういうことが例示の中のこういうことはちょっとまずいんじゃないのというところに入ってくると、より読みやすいかなと思えますけれども。

【上田委員長】 政治資金課長。

【松崎政治資金課長】 実務的なところから、その大量とか、繰り返しについてちょっと申し上げたいのは、私どもの方に現在来ている開示請求でも、〇〇新聞社長だれそれというのが請求者になって、それで担当者が記者の方という、そういうものについて、例えば記者の方がかわる、あるいは部がかわる、支社からくるというものを同じと見るのかとか、繰り返しと見るのかという、そういう非常に難しい、大量とか、繰り返しというのは、おそらくはマスコミの方がそういうものをどう見るのかというのがちょっとあろうかと。それで、私ども実務からしても、いざそういうものを判断するときに、何をもちょうと判断するかというのは非常になかなか難しい問題があるかなという感じはいたしております。実際の請求がそういうふうに、まさに社の代表者で書かれてしまうと、同じ請求が同じ名前が出てくるということもあるということでございます。

【金谷事務局長】 資料1の6ページのイ、一番上のイの部分でございますが、第3パラグラフの2行目の部分に、「少額領収書に変更があったかどうかを確認するために行っていることも考えられる」と、ちょっとその部分が考え過ぎではないかという御指摘もございましたので、それで、第2パラグラフ以降の文章をそこにちょっと手書きで大変恐縮なんですけれども、ちょっと読み上げさせていただきますと、「しかし、国会議員関係政治団体が少額領収書等を保管しているため、再度請求があった場合、当該団体に再度提出を命令することとされており、確認した結果、少額領収書等に変更があった場合は、変更後の領収書等が改めて提出されることになる」と。ちょっとまどろっこしいんですが、制度としてはもうそうなっていますということで。「同一団体、同一年、同一区分の少額領収書の写しを繰り返し請求する者については、少額領収書等に変更があった場合、当初と異

なる情報が開示されることも考えられることから……とは考えられないのではないか」と、一応制度の趣旨に沿った形で少し客観的な表現にさせていただきました。

【上田委員長】 はい。これでよろしゅうございますね。この記述を変えるということですね。

【金谷事務局長】 はい。

【牧之内委員】 いや、ちょっとよくわからないけど、私が言ったことで何か変わったのかどうかもちょっとよくわかりませんが。

【金谷事務局長】 第3パラグラフの「少額領収書等に変更があったかどうかを確認するために行っている」という、再度請求がですね。同一文書に対するたび重なる請求がという部分を、先ほどの御指摘の中で。

【牧之内委員】 「同一団体……する者について」、その「しかし」のこの3行が変わったんですか。後ろも変わっているんですか。

【金谷事務局長】 両方変えました。

【牧之内委員】 「当初と異なる情報が開示されることも考えられることから」、だから、結論は変わってないですね、別にね。

【金谷事務局長】 結論は変わってないです。

【上田委員長】 要するに表現だけです。

【牧之内委員】 表現だけですよね。

【上田委員長】 はい、中身は変わってないです。

【金谷事務局長】 こういうケースはということで、もう少しケースを限定したつもりなんですけど。ですから、牧之内委員がおっしゃっておられた、あるいは谷口委員がおっしゃっておられた、さらなるケースについてまだ検討するということを前提として、こういうケースはということにちょっと限定をした書き方にしております。

【牧之内委員】 そういう意味ですか。広がりを持たせるためにということですか。

【金谷事務局長】 結果がためになるかどうかは、そういう具体的事例が出てくるかどうか、もう少し私どもの方で十分検討をさせていただくということを前提として。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 いや、委員長も私も同じような考えで、そういうふうに同じことが出てきたら、何で同じことをやるのというのを聞いて、それで判断するということはあってもいいんじゃないのということを言ったつもりですけどね。

【金谷事務局長】 それは目的を聞く部分についての話。

【牧之内委員】 ええ。だから、目的を聞けないというのはそれはわかるけども、一般に。だけど、同一に繰り返してきたら、前、出したでしょうと、どうしてですかというぐらいを聞くことはできるんじゃないですかというようなことを申し上げたつもりなんです。

【上田委員長】 私の先ほどの議論の過程で質問したのも、全く今の牧之内委員と同じで、原案の6ページのところで、「同一団体云々」から始まるところで、「少額領収書等に変更があったかどうかを確認するために行っていることも考えられる」というのは、これは請求を受けた官の方で、国とか、選挙管理委員会の方でそう勝手に思っているだけでね。

【牧之内委員】 そうそう。

【上田委員長】 だから、必要だったら、その請求者にちょっとお尋ねになったらいかがですかということを行ったわけです。

【金谷事務局長】 それで、今、お話しのございました目的等についてのヒアリング、あるいはそういったことについての可能性、これは別途検討することになっています。そこについて、一応現在の見解として、目的を聞くのはやるべきではないという、一応私どもとしての結論を持った上での話としても、こういうふうな表現とさせていただきます。

【上田委員長】 私の考えは、法律としてそうなんです。だから、通常の場合は、別に聞くことなんかもちろんです。何回も何回も来る人で、同じ請求に来る人で、「前にたしか請求ありましたね、今回どういうことで請求なさるんですか」というぐらいは聞いても何かいいいんじゃないかなと、そういう趣旨のことを言ったまでです。

【牧之内委員】 いわゆるむだの排除ですよ。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 実務的な対応としてどうするかということもあると思いますが、例えば今、御指摘いただいたような形で、前に来たかどうかということを質問するためには、選管や政治資金課において、だれがどういう請求したかという記録を常に一覧表で持っていて、請求したときに、その一覧表でもってこの人は何回目の請求かどうかを確認した上で質問するしないということを決めなきゃならないということになりますが、それが情報公開というかなり国民的関心も高い行政分野の話で、だれが請求、どういう内容を請求したかというリストを行政機関が持っていることの是非ということも含めてやはり考えなけ

ればならない。

【牧之内委員】 その方が行政は大変だよな。

【米澤参事官】 選管によっては、聞く選管もいれば、聞かない選管もいるみたいなことであってはやはり制度としては好ましくないので、やるとなれば、そういったリストも常に準備をして、何回目からは聞くとか、何かそういうことをルールとして決めなければならないというようなことにもなってまいります。

【上田委員長】 まあ、行政の対応としてはそうなっちゃうんですね、全国平等に均一にやるためには。

【松崎政治資金課長】 実務的には、大量にきた場合は、相当時間がかかりますよというのを申し上げて開示請求を受けるということになります。

それから、さらに、同一の方の繰り返しなのかというのは、先ほど申しあげましたように、法人、あるいは法人の代表者名できたものをどういうふうに判断するかとか、実務的には非常に困難を伴うのではないかということが推測をされまして、それよりはどんどん出していく方が容易ではないかと、入り口で不開示決定をするのに、繰り返しであるとか、いろいろなものを調べて保管して、それぞれ担当者ごとにそれをきちっと適応してということよりは、基本的には開示請求を受けていく。

ただ、この示されているもののように、発言とかいろいろなことから明らかなものについてまでは、そこは実務的に対応可能なものもあるのではないかということかと思えます。いずれにしても、複合的な同一、大量というもの、一つの要件でなくて、複合的なものについては、まださらに事務局の方でも御検討された上で、また私どもも実務的な観点からいろいろ状況とかは御説明したいと思います。

【上田委員長】 じゃ、この問題は、これでよろしゅうございますか。

次に、第2の議題の政治資金監査に関するQ&Aについて、及び関連する委員限り資料の説明を事務局をお願いします。

【米澤参事官】 それでは、資料2以降の御説明をさせていただきたいと思えます。

資料2がQ&Aでございます。資料2の1ページ、74番でございますが、監査人が税理士業務として、国会議員の確定申告の受託をしているような場合、その団体の監査ができるか。これは業務制限に該当しないので差し支えないということでございます。

75番は、政治団体が物品の無償提供を受けて、受けた場合に時価相当分を寄附として収入に計上いたしましたでしたが、同額を支出に計上いたしますので、その支出について領収書

の代わりに受領証の控えを使ってもいいかと。これは受領証の控えは相手方が作成したものでありませんので、領収書等の代わりとすることはできないと。ただ、金銭によらない支出でございますので、徴難事由が認められるということでございます。

次の76番でございます。お祭りの屋台等で定型の領収書の用紙を備えていない店から買った場合に徴難事由が認められるかと。これは定型の用紙でなくても、いわゆる3事項を書くことによって領収書となりますので、それを徴することができるということで、定型の用紙がないことをもって徴難事由ということは認められないということでございます。

77番、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある団体で、年末、あるいは解散日現在で国会議員関係政治団体ではなくなった団体、この団体につきまして、前年からの繰越額のみを計上し、本年には収入・支出を計上していない場合に監査を受ける必要があるかということでございます。このような団体につきまして、もし、その年の収入及び支出が計上していない場合には、監査を受ける必要がない。逆に言えば、その年度、収入・支出があれば監査を受けなければならないという規定になってございます。前年からの繰越額につきましては、その年の収入には含まれないということでございますので、このようなお問い合わせの団体については監査を受ける必要がないということになります。

78番、解散した団体の収支報告書に監査報酬が記載されている必要があるかと。これは当然ではございますが、解散前に前払いした場合には収支報告書に記載されますが、解散後に支払った場合には、当然解散日現在で帳簿は締められますので、記載されないということでございます。

79番、解散後に、会計責任者であった者が監査報酬を支払うことができるかということでございます。これは監査契約が法令、マニュアルの規定に反しない限り、合意で定められるものでございますので、この契約に基づいて会計責任者であった方が監査報酬をお支払いしても差し支えないということでございます。

80番、監査契約書に収入印紙の貼付が必要かと。印紙税法の規定に基づきまして、貼付が必要ですということでございます。

それから、81番、監査報告書が複数枚になる場合に、契印、割印を押す必要があるかと。これは押さなくても差し支えありませんというふうにしております。

82番振込の方法により支出をした場合に、振込明細書がない場合に監査で指摘をする必要があるかということでございます。これは、振込で支出をして領収書が発行されない

場合には、徴難明細書をつくるか、振込明細書に係る支出目的書をつくるかと、いずれかで結構ということになっております。したがって、徴難明細書があれば、それに振込明細書がついていなくても、監査で指摘する必要はないということでございます。

次の83番でございます。会計帳簿、又は収支報告書の作成業務を受託している者が監査人である場合、その方は当該団体の政治資金監査を行うことができるかということでございます。この場合は、業務制限に該当しないため、差し支えはありません。「なお」といたしまして、その方に本件業務の対価として1万円を超える金額を支払った場合には、その者の氏名等が収支報告書において明らかになりますし、登録政治資金監査人の氏名は当然監査報告書において明らかになるということを書いております。

次の84番でございます。国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間の監査を行う場合に、徴難明細書の作成義務がない支出については、どのように監査を行えばいいのかということでございます。ご回答としては、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認し、「なお」でございますけれども、領収書がなかったとしても、亡失等一覧表に記載を求める必要はないという取り扱いでございます。

その後ろに机上配付といたしまして、クレジットカードの物品購入の場合のQ&Aをつけさせていただいております。クレジットカードにより物品を購入した場合に、物品を購入した時点についても、領収書を徴収する必要があるかということでございます。これ、クレジットカードで買った場合に、両立て記載になるという前提で回答をつくっております。クレジットカードにより物品を購入した場合には、購入した時点についても領収書等を徴収する必要があると。購入時には領収書が発行される場合もございますけれども、店側とすれば、直接金銭を受けていないので、領収書は発行されないということもありますので、その場合には徴難事由が認められると。「なお」といたしまして、この場合に口座引き落としされた時点についても、支出として立ちますので、徴収義務があります。これも口座引き落としでございますので、徴難事由が認められるという取り扱いでございます。

これは、机上配付にさせていただきましたのは、現時点でもしこのようなお問い合わせが監査人の方からあった場合には、この回答でお答えしようと思っておりますけれども、先日、委員会でおまとめいただきました簡易な記載方法等について、今、政治資金課において関係省庁と検討中でございますので、その結論が出ればこの扱いも変わってくるということもございますので、今、お問い合わせを受ければこのように回答いたしますが、このQ&Aについては、公表はしないで、しばらく調整の状況を待つという取り扱いにさせていた

できればというふうに考えております。

資料2は以上でございます。

次に、資料のDがその後ろについております。先ほどのQ&Aの84番についての御説明ということになりますが、領収書、徴難明細書の作成義務がない支出の監査上の取り扱いについてということでございます。1といたしまして、監査の対象となる支出の範囲ということでございますが、政治団体の区分に異動があった場合、例えば年の途中まで普通のその他政治団体であって、途中から国会議員関係政治団体になった。あるいは国会議員関係政治団体であったものが、途中から資金管理団体になる。いろんな場合があるわけですが、そういった団体区分に異動があった場合には、区分に応じた会計帳簿等の関係書類の作成、又は徴収義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるというふうにマニュアルで定めてございます。その支出の範囲については、この表のとおりでございます。国会議員関係政治団体については、領収書等についてはすべての支出について徴収義務があり、徴難明細書についても、すべての支出について監査のときまでに作成義務があるということになっております。一方、例えば一番右のその他政治団体につきましては、領収書等は1件5万円以上の支出すべてでございますが、監査のときまでに作成する徴難明細書につきましては、経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出というふうになっております。

そうしますと、論点のところに書かせていただきましたが、領収書等の徴収義務はあるものの、徴難明細書等の作成義務がない支出というものが存在をいたします。資金管理団体については、1件5万円以上の人件費、その他の政治団体につきましては、1件5万円以上の経常経費。この部分については、もちろん会計帳簿にも書いてございますが、領収書がなかったとしても、それが徴難事由によるものかどうかというのが書面監査では明らかではないという状況になります。

2ページでございますけれども、これにつきまして、どのように監査をすればいいのかというのがマニュアル上必ずしも明確に記載されていないということもございますので、監査人の方からお問い合わせがあった場合にどのように対応しようかというのがこの検討でございます。検討のところに書かせていただきましたように、この経費区分については、領収書がない場合に徴難事情があるかどうかを外形的に判断することはできません。徴難明細書の作成義務が政治団体側にありませんし、マニュアルでも作成を求めているというところがございますので、任意にその徴難明細書をつくってくれということ言うのも難

しいと。さらに、国会議員関係政治団体であれば、領収書がなく、徴難事由がなければ、亡失等一覧表に全部書いてくれというふうに、全部突合ができる形になりますけれども、この場合はその徴難事由があるかもしれないということでもございますので、一律に亡失等一覧表に記載させるというのも、ちょっと難しいということでございます。

そこで、対応（案）といたしましては、この場合、領収書の突合と、確認ということではなくて、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すれば足りると。監査人の方が徴難事由があるかどうかを確認する必要はないという取り扱いでいいのではないかとございまして。

「なお」として、人件費につきましても、国会議員関係政治団体の人件費は、領収書がない場合は、徴難を見ずに賃金台帳等で確認するということになっておりますが、この部分についても、振込明細書の支出目的書の作成義務がございませんので、賃金台帳等を確認する必要もないということで、人件費も含めて会計帳簿の記載事項を確認すれば足りるという取り扱いでどうかということでございます。その旨、先ほどのQ&Aに書かせていただいた回答案で対応させていただければというふうに考えているところでございます。

資料Dまでは以上でございます。

引き続きまして、資料のEでございます。これは、人件費の監査報告書における取り扱いということでございます。マニュアルでお決めいただいているように、人件費に関しまして、まず、第2号監査事項といたしまして、会計帳簿とすべての領収書等を突合すると。・の2つ目でございますが、人件費につきましては、領収書等又は振込明細書、支出目的書によって支出の状況を確認すると。確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿で確認をします。

1つ飛びまして、ヒアリングのところで、3行目からでございますが、賃金台帳、源泉徴収簿等書類の存在しないものについては、その事情を聴取すると。政治資金監査報告書の記載要領につきましては、支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費がある場合については、何件、計幾らというふうに記載するという扱いになってございます。

論点でございますが、このマニュアルに従って監査をいたしますと、人件費につきましては、領収書等が存在しない。しないんですが、賃金台帳、源泉徴収簿等で確認ができる書類がある場合については、報告書には何ら記載がされないということになります。この点につきまして、人件費以外の支出につきましては、領収書や徴難等がなければ、すべて亡失等一覧表に記載をさせるということと少し均衡を失っていないだろうかということ。

また、領収書等の徴収義務が人件費も含めて国会議員関係政治団体に課せられているということから、どう考えるべきかという論点でございます。

2 ページに検討をつけさせていただいていますが、対応（案）として以下の2点。

（1）といたしましては、マニュアルにおいて、今の取り扱いで監査をすればいいというふうに示されておりますので、そのマニュアルに示された方法によって書面監査を行いまして、支出の状況を確認できる書類が存在するというのであれば、監査の結果としてそれを報告すれば足りるというふうに理解をすべき。もともと政治資金監査については、適正性・適法性について意見表明を求めるものではございませんので、領収書の徴収義務を果たしていないということを監査報告書に書かなければならないということではないかというのが（1）でございます。

（2）につきましては、当然適正性・適法性について意見表明を求めるものではございませんが、しかしながら、領収書等は本来すべての支出について徴収することが義務付けられておりますし、その他の経費についての取り扱いを踏まえすと、領収書等が存在することを確認することも監査の非常に重要な内容ではないかということで、人件費についても、人件費以外の支出と同じように領収書等がない旨は監査報告書に記載をすべきではないかというのが（2）の考え方でございます。

そうしますと、太字の2段目でございますが、人件費については、明細は明らかにされないという前提でございますので、領収書等がない人件費の件数、総額を記載していただくのかなど。そうしますと、個別監査指針や領収書等亡失等一覧表の様式の改正が必要になってまいります。

次の3 ページの上の方に、もし改正するとすれば、このような形になるのではないかという案をつけさせていただいておりますが、今、亡失等一覧表については、人件費は除くとなっておりますが、それを除くではなくて、人件費については、その件数及び総額のみを記載することということで、領収書がないものについては書かせるという取り扱いになるのではないかということでございます。

考え方は以上のような整理でございますが、4の対応（案）でございますが、来年1月から監査が実際に始まってまいりますので、案の（2）でいった場合に、マニュアルの見直しが必要になってまいります。これ以外にも今後マニュアルの見直しが必要になってくる事項が出てくることも想定されます。あまり頻繁にマニュアルを変えますと、監査人の方が混乱するということもございますので、ある程度まとめて年、区分で対応していく

べきではないかというふうに考えておりました、平成21年分の監査の結果を踏まえて、次の年の監査に向けて、案の(2)の対応でマニュアルの改正といったことを検討させていただければと思っております。それまでの間は、案の(1)の考え方に立って、現行マニュアルで定められたとおりに監査をしていただくと。これで問題はないというふうに言えるのではないかというふうに考えております。もし、この件について、徴収義務がある人件費の領収書がないんだけれどもということで監査人から御照会があったときは、それは記載する必要ありませんと、マニュアルに従って記載する必要はありませんというふうに御回答をするという対応でいかせていただければということでございます。

資料Eは以上でございます。

続きまして、資料のFでございます。これも頭の体操のようなものでございます。今の監査報告書の記載例につきまして、この資料Fの1ページの中ほどの「しかし」以降でございますけれども、登録政治資金監査人が認められない徴難事由が徴難明細書に書いてあった場合で、認めないという取り扱いを会計責任者の方が納得をしない、領収書等亡失等一覧表への記載を拒んだ場合にどうするかということでございます。マニュアル上は、監査人において徴難事情が認められないと思った場合には、一応委員会に御照会をいただいて、私どもの判断を踏まえて対応していただくと。認めないとなれば、会計責任者の方に徴難明細書ではなくて、亡失等一覧表の方に書いていただいて、それを監査報告書につけるということになりますが、会計責任者にとってみれば、亡失等一覧表に書きたくないということもありますので、そこで監査人の方と会計責任者の間で見解が対立した場合にどうするかということでございます。

これについては3ページのところに書かせていただきましたが、亡失等一覧表ではなくて、監査報告書の(別記)記載事項の(4)として、徴難事情が認められない事情が徴難明細書に記載されていると判断されるもので経費がどれかということ、監査人の方が書くような仕組みにしてはどうかということで、意見が対立する場合はほとんどあり得ないとは思いますが、もし、このような場合が起こったときには、こういった形で監査人の方が書けるような考え方で整理をすればいいのではないかと考えてございます。

これにつきましては、事務局としての頭の整理でございますので、監査人の方と会計責任者の意見が対立することが前提となってまいりますので、公表はせずに、もし万が一こういった場合が起こったときには、この旨で事務局でお答えをしたいということで、公表はしない取り扱いにさせていただければというふうに考えております。

最後に、資料のGでございます。Gは、政治資金監査に関する質問への対応ということで、来月からいよいよ監査が始まってまいりますので、監査の現場においてさまざまな疑問点が生じた場合に、事務局の方に数多くのお問い合わせがあることが想定されます。

(3) のところに書かせていただきましたが、委員会としての見解が整理されていない質問がもし出てきた場合にどう対応するかということでございまして、例えば①で、監査マニュアルで監査人の方が委員会に照会することとしている事項、例えば下のア、イ、ウとございますが、アのように、監査報告書の記載例に加えて、特に記載すべき事項があった場合、イとして、領収書の発行者情報を含む記載事項との整合性がとれているかどうか判断がつかないような場合、これらの場合は、事務局案で回答案を作成しまして、委員会にお諮りをし、回答をしたいと思っております。ウといたしまして、徴難事情が合理的に判断がつかないような場合、これは法解釈の問題でもございますので、私どもの方で政治資金課と協議をさせていただいた上で、後日委員会に御報告をする形で対応させていただければと思っております。

②以降は、基本的に事務局で対応して、後日、委員会に報告をする取り扱いにさせていただければというものでございまして、例えば監査の範囲、マニュアルにないものを確認しなくていいかということについては、確認しない旨でお答えして、こういったお問い合わせがあった旨は御報告をする。2ページにまいりまして、領収書に該当するかどうかというようなことは、私どもで資金課と協議をした上で御報告をする。あるいは④として、監査を事務所で行わないでいいかどうかといったこと。⑤として、契約の解除ができる場合についての整理。⑥として、業務制限に該当するか否か。これらについても同様に、まず、事務局で対応した上で、後日、御報告をさせていただきたいと思っております。⑦として、その他でございますけれども、それ以外のものにつきましては、マニュアルや基本的な性格に照らして、私どもの方で、下の3つ書きましたようなことを踏まえて、回答案を作成して、内容に応じては委員会にお諮りをし、御回答をしたいと思っておりますが、最後のなお書きで書かせていただいておりますように、何分にも監査の現場でいろいろお困りになって問い合わせをいらっしゃる場合が多いと思っておりますので、委員会に諮るいとまがない場合には、大変恐縮でございますけれども、メール等で重要な案件についてはお諮りをし、個別に御意見をちょうだいした上で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ、御

発言ください。はい、小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 ちょっと基本的なことを、私は非常に懸念していますのは、資料Eの
人件費の件でございまして、実は、私、ちょっとそのままこれでいいかなと思っておりま
したが、今、ちょっと考えまして、つらいのは、2ページ目の(2)のところにございま
すように、今後マニュアルを変更し、将来的に領収書が存在しない人件費の場合には、政
治資金の監査報告書の記載事項にするという形になっておりますと、1年目と2年目に違
う判断基準によってなるというよりも、同じ事実にもかかわらず、監査報告書の記載の例
が変わってくるという形になってまいります。一般的に監査の報告書が変わるのは、何か
新しい事象ができてきて、それで、判断基準を変えざるを得ないような場合に、初めて前
年と今年の内容が変わってくるというのが一般的なものですから、事実関係が同じなの
にもかかわらず、違う監査報告書が初年度と次年度で出てしまうということが果たしてい
いかなというのはいちよつと疑問に思います。

ですから、例えばですが、今年からもう、最初からこういうふうにやってくださいと。
例えば政治団体をこれから監査するわけですが、もうそこには領収書があるかな
いは、この我々の新しい、例えばお願い事をしたとしても、もうそれは事実としてない
場合はないんだし、ある場合はあるんでしょうから。そういう意味では、事実関係は変わ
らないという意味では、できれば現行のままさせていただくよりも、もう今から、本当は
手間かもしれませんが、指示をされた方がよろしいんじゃないかなと私は今、思っており
ます。それが1つ目です。

2つ目は、資料のFの方でございまして。こちらは公表されないということで、これも私、
よくわかっておりますので、これでよろしいと思っておりますが、ただ、例えば監査人にこうい
うことがあり得るよというような形で、例えば対立した場合には、監査報告書に意見が書
けるんだというようなことは、これはマニュアルに書いてなかったでしたっけ。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 記載例以外のものを書く場合には、委員会にご相談くださいというマ
ニュアルになってございます。ですから、監査人のご判断だけで記載例にないことを書く
ということではない仕組みになっております。

【小見山委員】 わかりました。じゃあ、そういう形であれば、「聞いてください」とい
う文言が入っているということで、「意見の対立があった場合」とかいう言葉は書いてない
んですよね。

【米澤参事官】 はい。それは書いておりません。記載例以外のことを書く場合。

【小見山委員】 いわゆるそういう意味では、監査人の方たちの意見にできるだけ会計責任者が従ってくださいという意味では、本当は何かあった方がよかったのかなというふうには思いましたが。それはわかりましたので、Fの方はこれで結構だと思います。

ただ、Eの方だけちょっと御検討、もしできればしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 これから、この後ちょっと申し上げようと思っていたんですが、今回までお決めいただいた公表ベースのQ&Aにつきましては、私どもの方で紙で、今までも総務省のホームページに掲載する形で監査人の方に見ていただくということを行ってまいりましたが、今回、一応、監査実施の前までのQ&Aがまとまったということで、今までのQ&Aをすべて印刷をいたしまして、全監査人の方に郵送でお送りをして、実際監査するに当たって取り扱いに差異が生じないようにさせていただければと思っております。

そのような形でお送りする中で、この人件費の扱いについても、周知をするということもあるとは思いますが、何分にもマニュアルそのものを変更することになりますので、厳密に言えば、パブリックコメントをかけて御意見をいただいた上で変更するといったその手続的なものも必要になってくるのではないかと考えておまして、そういったことも考え合わせますと、これからそういったことをして、今年の監査に間に合わせるというのは、事務局で問題提起をしておきながら大変申しわけないんですが、なかなか時間的に厳しい面がある、あるいは監査人の方々に徹底ができなくて、取り扱いに差異が生じてしまうおそれがないかどうかということも懸念をしているところでございます。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 例えば今度逆に、来年こういうふうに変えますよと、マニュアルを。そのときに何か理由をもって、例えばこういうことがあったので、今後、やはり人件費について、領収書がない場合にはその旨を監査報告書に記載し、その件数と総額を明細書に書いてくださいという、そういう何かアクションがあるわけですね。それでマニュアルを変える。そして、公開してもらって、皆さんの御意見をいただいて、それでマニュアルを変更していくという形になるんですけど、そのときの一つのきっかけというんですか、これはどういうふうにお考えになっていらっしゃいますか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 この件に限らず、おそらく実際に監査をやっていただきますと、私どもが想定しなかったような政治団体の会計実務があり、監査でなかなかどうしていいかわからないような事例も出てまいりますので、この件に限らず、やはり1回目の監査がある程度落ちついた段階で、全般マニュアルをやはりチェックして、監査人の方が実務上対応しやすいようにマニュアルの見直しということはやっていくべきだと思っております。その中で、この件は事情が変わらないで改正をすることになるのか。あるいは監査の現場で何かやはり人件費だけ領収書の取り扱いが違うのはおかしいのではないかという声が出てくるか、そこはちょっと現段階ではわかりませんが、今の私どもの考え方の整理として、領収書がない旨は指摘する形にしておいた方が、監査人の方にとっても監査の義務を果たすという点ではより望ましい取り扱いになるのではないかということで、今回御提示をさせていただいたわけでございます。確かに委員がおっしゃるように、変える以上は何かそのきっかけなり、理由なりが必要になってくると思いますが、それはほかの点も含めて来年以降検討させていただければと思います。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

それで、例えば一つ案ですけど、じゃあ、監査報告書はそのままにして、従来どおりで。来年以降、例えば監査報告書に記載するようにさせる。ただ、明細書に記載するとか、件数を、それから、総額を記載させると。こういうこともやはりマニュアルで決めておりましたっけ。それが、例えば、たしかマニュアルの中に追加で1行書けば済むようなことのような形になるのではあれば、この下の明細書のところだけは、例えば追加させるとかということもできませんでしょうかね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 明細書というのは、亡失等一覧表でございましょうか。

【小見山委員】 そうですね。

【米澤参事官】 亡失等一覧表、今のマニュアルで「人件費に係るものを除く」というふうに明記をしておいておりますので、それを変わるとなると、やはりマニュアル改正が必要になってまいります。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 書いてある。そうですね。はい、よくわかりました。ただ、いい方への改善なんでね、来年は。それは大きな問題にはならないと思うんですね。ただ、そのと

きに過去にさかのぼったときに何で初年度やんなかったのということだけ、何か理由をつくっておかないと、後になって、2年、3年後に何で初年度はそれをやらなかったのかという、そこだけがちょっと危惧されるところでございます。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 いや、小見山委員の了承されたんで、もう私が言う必要はないんですけども、そのパブコメというのはどれぐらい時間かけてやるんですか。

【上田委員長】 参事官。

【米澤参事官】 通例1カ月というルールでございます。

【牧之内委員】 1カ月、ちょっと難しいか。見直しの理由については知恵を絞ってください。

【谷口委員】 ほかの箇所についてよろしいですか。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 資料の2の83番なんですが、これ、前も似た事例があったのですが、ここでお墨つきをこういう形で与えちゃっていいものでしょうか。業務制限に該当しないのは確かなんでしょうけれども、これは、要するに、会計帳簿、収支報告書をつくった人が監査していいと言っちゃうんですよね、結局。だから、これは一応、「なお」の下がありますけど、ちょっと前回の事例以上にこれは弱いような気がするので、これは「好ましくない」と書くのがベストだし、そう書けないのであれば、83番の質問には答えないということにした方がいいのではないかと私は思うんですが。

【上田委員長】 ほかの委員の方、どうですか。小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 ごめんなさい。私は、もう本当にこれ、独立性の問題、ここにはないというふうに理解しておりますので、私は、この書きぶりでも構わないと。ただ、望ましくないのは確かですよ。望ましくないのはよくわかっているんですけど、たてつけとしては、独立性というものはこの「監査」という言葉というよりも、この行為自体はないというふうに理解しているので、あえて、なければいい、この質問はね。それも賛成しますし、この書き方でも私は賛成ということでございます。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 これ、具体的に質問あったんですか。

【上田委員長】 参事官。

【米澤参事官】 具体的に質問がございましたのは、作成業務を受託している方、具体

的には税理士さんでございましたけれども、その税理士さんと同じ事務所に所属している別な税理士さんが監査をしてもいいかどうかという御質問がございました。それは問題ないということでお答えをしようかと思いますが、それでお答えをすると、じゃあ、同じ事務所だったときにどうかというふうなことにもなりますし、別な場合でいいということが、Q&Aに書いた場合にどういうふうに受けとめられるかということもございましたので、少し明確に、聞かれてはいないんですが、同じ場合であった場合の回答というふうに今回出させていただいたものでございます。

【谷口委員】 むしろ、そういう質問であれば、そういう質問に対する答えとして書いていただいた方がいいんじゃないかと思います。今のようなケースであれば、それはあり得るんでしょうけど、私がこの83番を見てとっさに浮かんだのは、弁護士さんでも、公認会計士さんでも、税理士さんでも、当該国会議員とかなり密接な関係にある、フォーマルではないけれども、昔、所属していたとか、そういう人がインフォーマルな関係に基づいて収支報告書もつくってやって、で、それで自分で判こも押してしまうと、そういうケースをこの83番の文章で私はイメージしたんですね。ですから、そこまで答えてやる必要は私はないと思うので、もしちゃんとした会計事務所であったりだとか、税理士事務所の中の別の人が担当するのはいいかという質問であれば、それはそうですというふうに、そっちに限定していただいた方がいいんじゃないか。そこまで言ってやる必要は多分ないんじゃないかと私は思います。

【上田委員長】 はい、小見山委員。

【小見山委員】 それをまた直していただいたのは私なんです、張本人なんです。実は、一番最初はそう書いてあったんです。それを私の方で、というと、逆に誤解を受けて、一緒の人はやっちゃいけないのかというふうに誤解を受けるんじゃないかと。で、私は、それは、例えば1人の方はどうするんだとか、会計事務所ですね。引き受けちゃいけないのかと。こういう質問がまた今度くる可能性も実はあるわけなんですね。であれば、そういうふうな書き方をすることによって、じゃあ、2人の会計事務所とかじゃないとできないのかというふうなことも非常に誤解を招くことになるということなので、であれば、最初からそういうふうなことでなく、独立性の問題を除くという意味で考えられてご回答された方がいいんじゃないですかというふうに私がお話しさせていただいて、こういうふうになったという経緯です。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 すいません。先ほどの私の説明が間違っておりました。その後、直接の方の場合もどうかというようなことは具体的な質問として聞かれてございます。申しわけございませんでした。

【谷口委員】 先ほど申し上げた趣旨のとおりですので、ちょっと修文の可能性を考えていただいて、余地ないということであれば、原案で構いません。

【金谷事務局長】 ちょっと1点だけよろしいですか。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。あっ、牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 私は、ちょっとこれ、現実には監査をお願いする人が収支報告書の作成なり、会計帳簿の作成まで指導するんじゃないのかと。だから、実際に業務委託を受けたとか、最初から受けててどうこうというよりも、作成と監査が一体化するというのが結構、常としてあるんじゃないのかなと思ったんですけど、それはどうでしょうか。だから、まあ、しょうがないかなと思ったんですけどね。

【谷口委員】 ですから、そここのところが独立性って、実質的なね、独立性の意味において、政治家の場合は秘書とか、スタッフとかという定義が非常にあいまいですから、実質的に国会議員の人たちの頭の中では秘書という人がたまたま税理士なり、会計士なり、弁護士の資格を持っていて、やっちゃうということもあるわけですね。そういうところでお墨つきを与える外部効果というかな、を持ってしまうようなちょっと懸念を私は持ったものですから。ですから、小見山委員、牧之内委員が想定されているのとちょっとまた違うところを私はイメージしたもので、そこがひっかかったという趣旨です。

【上田委員長】 業務制限に確かに該当しないんだけど、望ましいことではない。

【牧之内委員】 業務委託を受けてとなると、望ましいことじゃないという感じが出てくるんだけど。

【小見山委員】 しょうがないですね。とりあえず領収書のチェックをするだけなんです。だから、それはだれでもできるんですね、そのままそういう意味では。

【牧之内委員】 そうでしょう。そういうことなんですよ。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【金谷事務局長】 さっき発言をさせていただこうと思った第1点は、今、牧之内委員がおっしゃった部分で、實際上、既に以前に質問が出ている部分で、いわゆる準備行為的なものはやってもいいのかというようなお話が、いわゆるまさに指導とか、そういったものについてはいいですよと、そういう回答を、これ、既にした経緯があるというのが1点。

それから、もう一つ、この省令をつくるときの整理としまして、政党助成法におきます、これは公認会計士法による監査なんですけれども、そのときの業務制限的なものに、いわゆるそういった帳簿作成をした者については、これは公認会計士法もだめですよというように法律では読めるんですが、省令においても、そこを明記して、そこはだめですよというのを書いてあるんです、まさにその作成を受けること。それとの比較において、今回この省令をつくるときにどうするかという整理を、一応ここでも何か御説明をさせていただいたような経緯はあるんですが、その際の整理としては、今とあの当時と全然状況が違うのは、当時は、人数が本当に来なかったら困るなというようなのもあって、極力その省令の範囲を狭くするというので、その部分は意識しながら、ちょっと省令上も外してあると。そういった経緯もありますので、そういったものも踏まえると、我々としては、そのときでいいよと、ここで望ましくないというのもあれかなということで、ちょっとこの範囲でとどめさせていただいていると。ちょっとそういった経緯的なものもあるということも一つ御説明に加えさせていただきます。

【谷口委員】 経緯はわかりました。

【池田委員】 はい、質問。

【上田委員長】 池田委員、どうぞ。

【池田委員】 ここは、いわゆる会計責任者ではないんでしょうけども、「収支報告書の作成業務を委託して」というのは、その部分だけを委託しているという意味ですかね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 個別具体的にどういう受け方をしているかというのは、ちょっと私ども、お伺いした段階ではわからないんですが、実際に収支報告書なり、会計帳簿なり、実際の会計責任者の指示のもとに、いわばその手足としてその帳簿、書面をつくっているというような場合というふうに私どもはとらえております。

【池田委員】 うーん。その国会議員の確定申告を依頼された税理士が、じゃあ、この帳簿の委託、いわゆるその記帳もしてと、その会計業務の委託を受けた場合がありますね。その人が今度監査人になるという、これはオーケーだということですね、いずれにしても。

【米澤参事官】 はい。

【池田委員】 そうですね。

【米澤参事官】 はい。

【池田委員】 あんまり何か望ましくないような気がしますけども、法律上はこれはだ

めと言えないということですね。

【上田委員長】 事務局長。

【金谷事務局長】 今の点に関連しまして、先ほど谷口委員、牧之内委員もちょっとおっしゃって、危惧されていた面の中の一つに、その当該正式な監査人と、それから、政治団体とのその関係というような部分があると思うんですけれども、これは法律上こう言えばこうなんですけれども、ただ、さっきのような、いわゆる秘書みたいな人がたまたま資格を持っていたとか、そういった場合には、いわゆる役職員、政治団体の役職員、むしろその事実認定としてはそちらの解釈に当たるようなものについては、これは当然アウトだということが明確にされておりますので、その部分は、その割り切りとしては、いわゆる役職員としてむしろその人が事実認定で制限を受けるのか、それとも業務の受託という、そういう限られた形でやっているのかどうか。その部分が事実認定、どちらになるかわからないんですけれども、法的判断としては、そういうふうな整理ができるのではないかと、一応そういう整理をさせていただいています。

【上田委員長】 池田委員、どうぞ。

【池田委員】 そうしますとね、いわゆる会計責任者が記帳しなくて、そのアシスタントの税理士がやっているんだということの位置付けをするなら、今度、監査人がだれに質問して、だれが答えるかって全部自分で言うわけです。この記帳の中で、領収書がどうなっていますかということ監査人が言う。そのお答えをするのは、同じ人間が言うわけですね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 一応マニュアル上は、ヒアリングの対象は、会計責任者本人に対してヒアリングをしなければならないとさせていただいておりますので、そこはたとえ実際に作成したのが監査人の方であったとしても、監査の際にはあくまでもその監査人として会計責任者に対して内容を確認するということになると思います。

【池田委員】 ところが、それは原則そうなんですけれども、実態としては、会計責任者が記帳するわけやなし、Aという税理士に全部任しているんだということで、会計責任者は、私が責任を持って答えなければならぬけれども、実態はこの税理士なんですよという話になれば、その税理士が監査しておったら、いや、だれに言ってだれに答えるのというのは自問自答するわけでしょう。そういうのでいいのかなということですね。でも、法律上そうなっているから、それでいいんでしょうけれども、ちょっと何か感じとしては、

なあなあ過ぎるんじゃないかなというふうな気がしません。

【上田委員長】 今の御質問は、先ほど谷口委員が発言された内容と全く同じことになっちゃうんですけど、法律のたてつけは、やっぱり会計責任者がヒアリングの対象だから、やっぱり会計責任者の立場で答えなきゃいけないんですよ。

【池田委員】 うん、そうですね。答えなきゃならないけども、本人全然わからんから、Aさんに任しているんやという話になる場合がありますね。実質はどうなんだというようなところから考えると、ちょっとおかしいんじゃないかなという気はしますけどね。

【上田委員長】 じゃ、その回答欄に書きますか、その回答欄に、政治資金監査人は、会計責任者にヒアリングすることになっているので、何といいますかね、会計責任者としてもちゃんとその辺を、何とか中身をちゃんと了知してしっかり回答しなさいというぐらいのを入れますかね、それを回答欄のところに。要するに、お任せしたから、会計責任者がすべての責めを免れるんじゃないくて、やっぱり会計責任者としての責任がちゃんとあるんですよということを何かわかるようにしておきましょうか。

【池田委員】 いや、私が思うのは、ここを全部外したらいいんだ、これは。初めからQ&Aに入れない。

【上田委員長】 牧之内委員、どうしたらいいですか。

【牧之内委員】 いや、さっきの私、実態的には、指導とか、事前準備とかいうようなことで関与はするんだろうと思うんです。全く裁判と同じような形でヒアリングしてどうのこうのというような例が逆に少ないんじゃないかなと思うんですけども。ただ、それをこの受託というような形で書いてくると、両委員が指摘されているような問題が出てくるのかなと。それを堂々と「差し支えありません」という回答というのは、私も懸念はあるんですね。だから、ここの受託と、何というんでしょうね。この「受託」とかいうような表現でないやり方というのはないんでしょうかね。小見山委員さん。

【小見山委員】 はい。これ、税理士の先生か、会計士か、弁護士の先生かわかりませんが、そういう方はやっぱり独立してやっているということであると、やっぱり受託されて仕事をする形になるわけです。だから、こういう表現になってくると思うんです。今回の政治資金監査自体が自分の監査人の何をもってするかというと、もういわゆる会計とか、法律家としての知識を持った方たちが、いわゆる領収書をチェックしなさいと。領収書の使い道とか、使途とか、そういうものは一切考慮しなくてもいいですよというところからスタートしているんですね。あるかないかだけという、そういうところなんですね。です

から、そこに一つあるのと。

それから、監査の報告書もこれがちゃんとありましたか、なかったと、それだけなんです。ですから、例えば今の御質問の、いわゆる会計責任者とヒアリングをするケースというのは、非常にまれなケースばかりなんです。領収書がないとか、領収書の何かあれがちょっと不明確だとか、要件に達してないとか。ですから、そうなってきますと、自分で御質問される形になるかもしれませんが、それはあくまでも会計処理をした方が実際にこれはどういうものですかということを、やはり会計責任者、もしくはそれを利用されたその組織の中の人にお聞きになるという行為ですので、いわゆる帳簿をつけた者が自分で自分に聞くというんじゃないくて、これは。これは使った人、その領収書を持ってきた人、もらった人、この人たちに問いかけるヒアリングだと思うんです。ですから、そういう意味では、そんなに私は違和感はないような気がします。

【上田委員長】 一応、そういうような議論になったということでひとつとどめておきたいと思います。

【米澤参事官】 Q&Aとしていかがいたしましょうか。

【上田委員長】 だから、もうちょっと何か書きぶりが何か。

【米澤参事官】 一つ注意喚起するとすれば、先ほど御指摘あったヒアリングにもかかわることでございますけれども、受託を受けて、監査人の方が会計帳簿や収支報告書の作成をします。その行為は、法律上はその会計責任者の職務を補佐する者というものに該当すると。そうしますと、虚偽記入罪等の罰則もかかるという面があります。加えて、マニュアル上も、会計責任者の職務を補佐する者が会計責任者に対するヒアリングに同席をしてお答えすることも差し支えないということもございますので、受託を受けた方はそういった会計責任者の職務を補佐する者という法律上の地位が与えられて、罰則もかかりますし、ヒアリングで答える立場にもなり得るということを少し、注意喚起としてあわせてお答えをするということでもいかがでございましょうか。

【小見山委員】 やはり厳しさを表現するんですね。

【米澤参事官】 はい、厳しさを。

【小見山委員】 暗にやめてくださいということですね。

【牧之内委員】 だから、会計責任者の責務を免れるんじゃないくて、会計責任者にかわるものじゃないということですよ。

【米澤参事官】 はい。じゃ、少し、ちょっと大事な論点でございますので、今日公表

される分からちょっと落とさせていただいて、別途、ちょっと私どもで文案をつくって、メール等で委員にお諮りさせていただくということによろしいでしょうか。

【上田委員長】 はい、よろしゅうございますね。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 では、次の第3の議題の登録政治資金監査人の登録数について、説明を事務局をお願いします。

【米澤参事官】 資料の3でございます。登録者数で11月27日登録分まででございますが、全体で3,252人でございます。資料の内訳はそこに記載されているとおりでございます。

資料の4でございます。研修の実施状況ということで、先週27日まで名古屋の研修まで行いまして、今年度2,159人の方に研修を行っております。昨年度と合わせまして総計2,975人の方に研修を実施したこととなっております。

資料の5でございます。実施計画についてであります。来年1月26日、東京の都道府県会館におきまして研修を行わせさせていただきたいというふうに計画を立てております。

なお書きでございますけれども、来年1月から監査が本格実施をされるということもございますので、今後、監査人の方から新たに登録されたり、まだ研修を受けていらっしゃる方から研修をしてほしいという御要望が出てくることも考えられますので、委員会にお諮りするいとまがない場合に、委員長が決する形で研修の計画の追加を行いまして、次回の委員会で御報告をするという形にさせていただければということでございます。

その後ろに委員限り資料のHというのがございますが、現在のところ、11月27日までで研修の申込者数としては116人の方がまだ受けていらっしゃるということもございますので、適宜対応できるようにさせていただければというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問、御意見ございましたら、どうぞ、御発言ください。よろしゅうございますか。

では、本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について事務局から何かありますか。

【米澤参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、総務省8階の会見室におきまして、事務局長からブリーフィングを予定してございます。本日の公表資料につきまし

ても、その場で配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、来年2月3日水曜日の午前に開催をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 じゃあ、本日は、どうも長時間にわたり熱心に御質疑いただき、どうもありがとうございました。じゃあ、これにて閉会いたします。

【金谷事務局長】 最後に。

【上田委員長】 局長、どうぞ。

【金谷事務局長】 すみません。この後、私の方でマスコミさんの方に今日の議事の状況としてブリーフィングをさせていただきます。今日のまとめ方としては、今日の御議論もございましたので、主要な論点を整理したということと、その中で、さらに検討すべき部分があり、早急に検討を進めていくと。指針の作成については、これは前回もお話ししましたが、理論的には5月31日までということですけど、できるだけ早くやりたいと。そういうふうな形である程度今日の御議論の中身の御紹介をさせていただきながらブリーフィングさせていただくということにしておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。